

平成29年度 農業委員会事務局 方針書

農業委員会事務局長 赤川 和美

1. 農業委員会事務局の使命（役割）

法令に基づいた適正な農地の許認可業務を行い、「優良農地の確保と有効利用」「担い手の確保と育成」に取り組む。

農業者の公的な代表機関として農家の声を農政活動に反映させ、農家経営の安定化を図りながら農業の発展をめざす。

2. 平成29年度における課題（前年度の振り返りから）

- ・農業委員会活動の取組みの強化と、情報発信力の向上を図る。
- ・農地中間管理機構の普及と、制度を活用した担い手への農地集積を推進する。
- ・遊休農地の解消と発生防止のため、農地利用の適正化を図る農業委員活動を強化する。
- ・改正農業委員会法施行に伴う、農業委員と農地利用最適化推進委員への遅滞なき対応を図る。

3. 平成29年度の『スローガン』

優良農地を守り、農地の集積を図って担い手を育成しよう

4. 年度目標となる方針（目標）

- ・農業委員会活動の取組み強化
- ・新たな農業委員会制度への遅滞なき対応
- ・農業者や新規就農者への情報提供の推進と、食農教育の展開
- ・担い手への農地の利用集積推進
- ・遊休農地対策の活動強化

5. 重点取組項目

(1)	項目	農業委員会活動の取組み強化と、新たな農業委員会制度への対応
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・年間活動計画及び活動実績の公表・農業委員会総会の公開と、詳細な議事録の公表・農業者や新規就農者への情報提供の推進・食農教育事業の展開に向けた部局連携の推進・改正農業委員会法による、条例等の制定・農業委員と農地利用最適化推進委員の公募と公表
(2)	項目	農地の利用集積の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・農地中間管理機構の普及・農地の利用集積の仲介と、担い手農家の経営拡大への支援・新たな担い手農業者の育成
(3)	項目	農地の保持と有効活用の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・農地パトロールの実施と、農地の有効活用の推進・農地利用状況調査の実施と、遊休農地拡大の防止・遊休農地所有者の意向調査と、中間管理機構等の活用促進・農地台帳の法定化に向けた、農地関連情報の掌握

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組みの状況【現状】

■事務処理と研修

- ①事務処理の適正執行と事例検討のため、各地域課で受けた相談受付内容を、全地域で共有できる仕組みを新たに取り入れた。
- ②各地域課併任職員へ事務局職員が講師となり、例年開催の「事務処理調整会議」を4月に開催し、新たに6月には「農委法制度説明会」を開催した。
- ③秋田県農業会議から講師を招き、7月に「耕作放棄地の非農地化対応」について研修を実施した。

■活動

- ①食農教育推進として、大雄小学校1～2年生を対象に搾乳体験と食農教育を実施し、その取組みに係る広報活動を積極的に展開した。
- ②農業委員会事務状況や速やかな総会議事録公表を行い、またHPの適宜更新に努めた。
- ③農地を守り有効活用を図るため、7月に1回目の農地パトロールを実施し、8月には農業委員全体で農地利用状況調査を実施した。

■改正法対応

- ①改正農業委員会法対応として、4月以降農業委員会で9回の検討と議会への3回の説明を行いながら、市議会9月定例会で定数等条例を可決いただいた。
- ②新制度での農業委員の半減に伴う業務量の倍増に鑑み、報酬改定を実施した。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組みの方針【ギャップと対策】

■研修

- ①秋田県農業委員大会や、全県・都市・県南農業委員研修等の集合型研修への参加促進を図る。

■活動

- ①市内17小学校5年生を対象とした「第12回食育見聞録図画作文コンクール」を実施する。
- ②第140回秋田県種苗交換会で、食農活動のパネル展示を行って横手市農業委員会活動を広くPRする。
- ③平成30年度標準農作業料金の検討を進め、2月中の決定を目指していく。
- ④農地中間管理事業について情報収集を図りながら事業推進に努め、非農地証明についても適正な運用を図る。
- ⑤農地を守り有効活用を図るため、10～11月に2回目の農地パトロールを実施し、その後農地利用状況調査の検討会を開催しながら遊休農地解消に向けた所有者意向調査を実施する。

■改正法対応

- ①市長部局と連携しながら農業委員と農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱等を定め、公募と評価を進めながら新制度移行後の農業委員会活動に停滞が生じないよう万全を期する。

8. 総括 取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】

■新たな農業委員会制度への対応

- ・改正法に伴う農業委員と農地利用最適化推進委員の定数等について、現農業委員の意見聴取と市議会への説明を行いながら定数等を決定し、農業委員半減に伴う業務量の倍増に鑑み報酬を改定した。
- ・市長部局と連携しながら両委員の公募、公表、評価を行って、透明性を確保しながら候補者を決定した。
- ・農業委員会の体制が大きく変わることから、新制度移行後の活動に停滞が生じないよう万全を期していく。

■農業委員会活動

- ・「食育見聞録作文図画コンクール」には、作文に12校201点（前年度比141.5%）、図画に11校379点（同149.8%）の応募があり、教育委員会の協力を得ながら審査し優秀作の表彰を行った。また、大雄小学校1～2年生を対象に搾乳体験と食農教育を実施し、広報活動も展開した。今後も継続し、農業委員活動として広くPRしていく。
- ・遊休農地対策では、農地パトロールと農地利用状況調査を行い、対象農地所有者の意向調査を実施しながら遊休農地解消に向けた取組みを行った。引き続き、遊休農地発生防止と解消に向けて取り組んでいく。
- ・農地集積366ha（乗換102ha、新規264ha）が図られ、今後も多機関連携のもと農地中間管理事業等を活用した農業法人や担い手への利用集積に努める。また、中山間地域での適地適作など農地の有効利用が図れる活動を展開していく。

■事務処理と研修

- ・職員の相互支援と事務ミス防止のため、相談受付簿を作成して適時確認と進行管理ができるようにし、また外部講師を招聘した勉強会を開催してスキルアップを図った。
- ・新たな農業委員や、新規の農地利用最適化推進委員が誕生することから、農地制度等の勉強会を開催しながら農家の皆さんの役に立つ新組織の構築を図っていく。